知的財産権判例ニュース

生田哲郎○弁護士・弁理士/佐野辰巳○弁護士

「酸素により中断されたエチレン鎖」の 意義解釈等が争われた事例

「東京地方裁判所 平成29年12月25日判決 平成27年(ワ)第2862号]

1. 事件の概要

本件は、発明の名称を「2ーベンゾイルシクロヘキサンー1、3ージオン」とする特許第4592183号の特許権(以下、本件特許権)を有する原告が、テフリルトリオンを含む農薬混合物等を製造・販売する被告に対して、侵害差止めおよび損害賠償を請求した事件です。

本件では、被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属するか否かのほか、特許無効の抗弁(無効理由は4つ)、訂正の再抗弁など多数の争点がありました。 誌面の都合上、訂正後の発明について、技術的範囲への属否の争点に絞って解説します。

2. 特許発明の内容

訂正後の請求項1に記載の発明(以下、本件訂正発明)は、次のとおり、構成要件1A~1Fに分説できます。

1A 式Ia

1B ただし、R¹がハロゲンを表し、

1C① R²が-S (O) R³を表し、

1C② R³が水素、 $C_1 \sim C_6$ アルキルを表し、

1C③ nが1または2を表し、

1D① Qが2位に結合する式II

1D② (ただし、 R^6 、 R^7 、 R^8 、 R^9 、 R^{10} および R^{11} が、それぞれ水素または $C_1 \sim C_4$ アルキルを表し、上記 CR^8R^9 単位が、C=0 で置き換わっていてもいい)で表されるシクロヘキサン-1、3 - ジオン環を表し、

1E X^1 が酸素により中断されたエチレン鎖または $-CH_2O$ ーを表し、

1F Hetが、オキシラニル、2ーオキセタニル、3ーオキセタニル、2ーテトラヒドロフラニル、3ーテトラヒドロテニル、2ーテトラヒドロチエニル、2ーピロリジニル、2ーピロリル、15ヒドロピラニル、2ーピロリル、2ーピロリル、

5ーイソオキサゾリル、2ーオキサ ゾリル、5ーオキサゾリル、2ーチ アゾリル、2ーピリジニル、1ーメ チルー5ーピラゾリル、1ーピラゾ リル、3、5ージメチルー1ーピラ ゾリル、または4ークロロー1ーピ ラゾリルで表される2ーベンゾイ ルシクロヘキサンー1、3ージオン またはその農業上有用な塩。

3. 被告製品の構成

被告製品が含有するテフリルトリオンは次の化学構造を有します。

上記テフリルトリオンと本件訂正発明に記載された一般式を対比すると、次のようになります。

1a 式Iaにおいて

1b R¹が塩素 (ハロゲン) であり、

1c① R²が $-SO_2CH_3$ であり、

1c2 R 3 がメチル基(C_1 アルキル)であり、

1c③ nが2であり、

1d① 式IIにおいて、

- 1d② CR⁸R⁹単位がC=Oで置き換わっ ており、R⁶、R⁷、R¹⁰およびR¹¹ がいずれも水素であるシクロヘキ サン-1、3ジオン環であり、
- 1e X^1 が $-CH_2-O-CH_2-$ であり、
- 1f Hetが2ーテトラヒドロフラニルで ある。

4. 当事者の主張

(1) 原告の主張

ア 酸素により中断されたエチレン鎖 (構成要件1E) について

「広辞苑第六版(甲14)において、『中 断』が『①とだえること。途中でやめる こと。』『②中途から切れること。中途で たちきること。』と説明されていること からすると、構成要件1Eの『酸素によ り中断された、エチレン…鎖』とは、エ チレン鎖 (-CH₂-CH₂-) の二つの炭 素が連なる構造を酸素によって途中で 断ち切ること、すなわち、『-CH₀-O -CH₂-』の構造を意味すると解される」 イ 被告の主張について

「被告は、本件明細書に記載されてい ないテフリルトリオンは本件各発明の 技術的範囲に属さない旨主張するが、本 件明細書には、テフリルトリオンを含 む式1aの化合物に係る技術思想につい て当業者が実施できる程度に明確かつ 十分に開示されている。

すなわち、本件明細書には、テフリ ルトリオンの X¹に相当するCH₂OCH₂及 びHetに相当するヘテロシクリル基(2 ーテトラヒドロフラニル)がそれぞれ 記載され (表 A、段落【0061】)、表 A には、X¹がCH₂OCH₂、Hetが2-オキ セタニルという類似性の高い組合せも 示されている(【表13】 No.463) ほか、

テフリルトリオンを含む化合物の作用、 製造方法、除草剤としての使用方法及 び効果等についても、当業者が実施す ることができる程度に明確かつ十分に 開示されている

「また、被告は、本件特許の出願経過 に照らすと、原告がテフリルトリオン を含む除草活性組成物について本件特 許権を行使することは信義則上許され ない旨主張するが、特許権の設定登録 の対象となった請求項1及び3と、出 願過程において削除された従前の請求 項6ないし8……とは別の発明に係る ものでしある。

(2)被告の主張

ア 酸素により中断されたエチレン鎖 (構成要件1E) について

「次の各理由により、『酸素により中 断された、エチレン…鎖』(構成要件 1E) とは、『-O-CH₂-CH₂-』又は『-CH。-CH。-O-』の構造を有するもの を意味すると解される

- 「(ア) 構成要件1E(筆者注:訂正前 の構成要件1E) は、『X1が酸素により 中断された、エチレン、プロピレン、プ ロペニレンまたはプロピニレン鎖、或 いは-CH₂O-』であると規定するもの の、その文言上、原子間のどの結合が 酸素原子によって断ち切られているの か一義的に明らかでない。
- (イ) そこで、本件明細書の記載を参 酌すると、段落【0002】、【0063】等に おいて、X1としてC1アルキレン鎖(-CH。一) が選択された場合にも酸素によ り遮断(『中断』と同義である。)される と一貫して記載されている。加えて、平 成25年3月14日付け審決による訂正前 の構成要件1Eに、酸素により中断され

る化合物として、炭素間の結合を酸素に より遮断することが考えられないC。ア ルキニレン鎖 (-C≡C-) が挙げられ ていたことにも照らせば、構成要件1E の『酸素により中断された』とは、ベン ゾイル基又はHetと X¹との結合の間に 酸素原子が含まれる構造、すなわち、エ チレン鎖の場合であれば『-O-CH。-CH₂- 』又は『-CH₂-CH₂-O-』の 構造を意味すると解すべきである|

イ 除草活性組成物である被告各製品 に対して本件特許権を行使するこ とはできないこと

「原告は、除草有効量の本件各発明に 係る化合物を含む除草活性組成物、その 製法及びそれを用いた除草法に関する 従前の請求項6ないし8について、本件 明細書に本件各発明に係る化合物の除 草活性が記載されていない等とする拒 絶理由通知(乙14)を受け、いずれも 削除する旨の補正をして特許査定を受 けた。このような本件特許の出願経過に 照らすと、原告は、本件明細書に本件各 発明に係る化合物の除草活性が記載さ れていないことを認め、除草活性組成物 等については特許権による保護を受け る権利を放棄したというべきであるか ら、テフリルトリオンを含む除草剤組成 物について原告が本件特許権を行使す ることは信義則に反し、許されない|

5. 裁判所の判断

裁判所は次の理由から、被告製品は 本件訂正発明の技術的範囲に属すると 判断しました。

ア 酸素により中断されたエチレン鎖 (構成要件1E) について

訂正前の「構成要件1Eの文言上、『酸

素により中断された』ものとして列挙 されているのは、エチレン鎖(-CH₂-CH₂-)、プロピレン鎖 (-CH₂-CH₂-CH₂ー)、プロペニレン鎖 (-CH₂-CH =-CH-又は-C=C-CH₂-)及び プロピニレン鎖 (-CH₂-C=C-又は $-C = C - CH_{\circ} - C$ であると理解できる ところ、これらはいずれも複数個の炭 素原子が連なる構造を有するものであ り、一般に、『中断』に『①とだえること。 途中でやめること。②中途から切れる こと。中途でたちきること。』(広辞苑第 六版〔甲14〕) との字義があることから すると、『酸素により中断された、エチ レン……鎖』とは、複数個の炭素原子 が連なって結合する構造を酸素によっ て途中で断ち切る構造を有するものを 意味すると解するのが相当である。

したがって、『酸素により中断された、 エチレン…鎖』については、『-CH₂-O-CH。- の構造を有するものを意味 すると解するのが相当である|

「また、構成要件1Eの『酸素により中 断された、エチレン…鎖』を上記のよ うに解釈することは本件特許の上記1 ……の出願経過によっても端的に裏付 けられているということができる。

すなわち、本件特許の出願経過とし て、原告が平成21年7月9日に提出し た手続補正書に記載された構成要件1E に対応する部分の『酸素により中断さ れた、直鎖又は分岐の $C_2 \sim C_6$ アルキ レン鎖、C₂~C₆アルケニレン鎖、ま たはCo~Coアルキニレン鎖』との文 言について、審査官から、同年8月27 日を起案日とする拒絶理由通知書にお いて、『その記載から、両側が炭素原子 に挟まれた酸素原子を有するもののみ を意図するものと解されるから、 CH₂OCH₂等がこれに該当し、OCH₂CH₂、 CH₂CH₂O、CH=CHCH₂O等のように、 両側が炭素原子に挟まれていない酸素 原子を有するものは請求項1及び2の 要件を満足しないものと考えられる』と の見解が示され、原告がこの見解に従っ て補正をした結果として、本件特許請 求の範囲における構成要件1Eのように、 端部に酸素が結合する構成については、 酸素によって中断されたものと区別し て『或いは-CH₂O-』などと個別に記 載されるに至ったと認められる」

イ 信義則違反の主張について

「また、被告は、本件特許の出願経過 に照らすと、原告は、本件明細書に本 件発明に係る化合物の除草活性が記載 されていないことを認め、除草活性組 成物等については特許権による保護を 受ける権利を放棄したというべきであ るから、テフリルトリオンを含む除草 剤組成物について原告が本件特許権を 行使することは信義則に反し、許され ない旨主張する。

しかしながら、上記1……のとおり、 従前の請求項6ないし8は、除草有効 量の式1aの化合物を含む除草活性組成 物、その製法及びそれを用いた除草法 に関する発明についてのものであり、平 成21年8月27日を起案日とする拒絶理 由通知書を受けて削除されたものでは あるものの、いずれも請求項1及び3

に規定された本件各発明とは別の発明 に関するものであり、それらが削除さ れたことによって、本件各発明に係る 特許権の行使が制限を受けるべきもの と直ちにはいえない

6. 考察

被告は、出願時のX¹が「直鎖又は分 岐 $C_1 \sim C_6$ アルキレン鎖、 $C_2 \sim C_6$ ア ルケニレン鎖又はCっ~C。アルキニレ ン鎖{これら鎖は、酸素又は硫黄から 選択されるヘテロ原子により遮断され ている | 」と記載されていたことを捉え て「酸素により中断された」の意義を 解釈しました。

この出願時の記載は、酸素で中断する ことができないC」アルキレン鎖やC。 アルキニレン鎖が含まれており、瑕疵 がありました。

しかし、上記瑕疵は、出願審査過程 の手続補正書による補正と登録後の訂 正審判による訂正によって解消してい ます。被告の主張する「酸素により中 断された」の解釈は、補正や訂正前の、 瑕疵ある明細書の記載に基づく主張で あり、被告の主張は誤りとした裁判所 の判断は妥当でしょう。

また、除草活性組成物のクレーム(従 前の請求項6~8)が削除されたといっ ても、被告製品に請求項1および3の 化合物が含まれる以上は侵害とする裁 判所の判断は妥当でしょう。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁 理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務 に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。 さの たつみ

1989年東北大学大学院理学修士課程修了後、化学メーカーに入社し、特許担当者として勤務。 2007年弁護士登録後、生田・名越・高橋法律特許事務所に在籍。